

岡山県公益認定等委員会公印規程

(平成20年 6月13日
岡山県公益認定等委員会決定第2号)

(趣旨)

第1条 岡山県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）に係る公印及びその保管、使用その他公印管守については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で「公印」とは、委員会印、委員長印その他委員会で使用するすべての職印をいう。

(公印寸法)

第3条 公印の寸法は、別表のとおりとする。

(公印の管守)

第4条 公印は、委員会の庶務を所掌する総務学事課（第6条第2項において、単に「総務学事課」という。）の長が管守する。

(公印の取扱)

第5条 公印は、常に堅ろうな容器に納めて錠を施し、前条に規定する管守者（以下「管守者」という。）が、保管、使用その他の責に任じなければならない。

(公印取扱者及びその代理者)

第6条 管守者は、公印取扱者を定め、その管守する公印の保管、使用その他の関係事務を処理させることができる。

2 前項の公印取扱者は、特別の事情がない限り、総務学事課において事業調整を担当する参事を充てなければならない。

3 公印取扱者が不在のときは、管守者が定めた吏員がその事務を行う。

(公印の使用)

第7条 公印は、委員会において使用が認められたものに限り、公印取扱者（その不在のときはその代理者とし、公印取扱者の任命のないときは管守者とする。以下同じ。）が使用する。

附 則

この規程は、平成20年6月13日から施行する。

(別表)

20ミリメートル平方のもの	15ミリメートル平方のもの
委員会印 委員長印 その他の職印	委員長印